

## ◎出張所の設置について

- Q 1 出張所の設置の立地条件は、考慮する必要があるか。  
「既に複数の訪問介護事業所または出張所が設置されている」などの地域状況は問わない。
- Q 2 主たる事業所と出張所の通常の事業の実施地域はどう設定したらよいか。  
主たる事業所と出張所と、それぞれの所在地を基準にして、別々に設定することができる。
- Q 3 東京都外の出張所設置は認められるか。  
出張所は、主たる事業所と一体の事業所として東京都の指定となるため、都外（埼玉県、神奈川県等）及び八王子市内（中核市）の設置は、認められない。
- Q 4 出張所に管理者は必要か。  
主たる事業所と一体の事業所として出張所の設置を行うこととなるため、主たる事業所の管理者が出張所の管理者となる。
- Q 5 出張所配置の従業者は、常勤でなければならないか。  
常勤・非常勤等、勤務形態や勤務時間数は問わない。  
なお、勤務状況は、主たる事業所と一体の事業所として、管理者及びサービス担当責任者が適切に管理しなければならないものであることに注意。
- Q 6 出張所の出勤管理はどのように行うのか。  
出張所ごとに、出勤簿、タイムカード等により適切に勤務状況等が把握できる体制でなければならない。（出勤簿の場合は、日々の勤務時間も表記すること。）  
主たる事業所の管理者は、適切な出勤状況の把握及び管理に努め、勤務体制等が一元的に管理されることが必要である。
- Q 7 営業日及び営業時間は、どのように定めるのか。  
主たる事業所の営業日、営業時間にかかわらず、出張所ごとに定めることができる。

Q8 自宅を出張所とする場合の注意点とは。

- (1) 訪問介護事業所の出張所として使用する専用のスペースを設けることが必要である。なお、出張所においては、利用の受付や相談業務は行わないものであるため、当該出張所の区画への専用の入口等は必ずしも設ける必要はない。
- (2) 主たる事業所の出張所である旨の表示を行うこと。

Q9 出張所の名称について注意点はるか。

事業所名称から、主たる事業所の出張所であることが判断できる必要があることから、主たる事業所名（指定事業所名称）の後に出張所名を付けた名称とすること。

《記載例》

訪問介護事業所〇〇〇 第一出張所 or △△支所 or △△分所 or △△営業所 等  
(訪問介護事業所本体の名称) + (出張所の名称。任意)

Q10 登記簿の変更は必要か。

既指定の訪問介護事業所本体の一部出張所としての指定となるので、原則として登記簿の変更はないと考える。

## ◎ 出張所の設置の手続きについて

出張所を設置した場合には、出張所設置に係わる届出（変更届）を、出張所設置後10日以内に届け出ること。

なお、円滑な手続を進めるためにも、できるだけ早急に届けること。

### 提出先

〒163-0718

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階

(公財) 東京都福祉保健財団事業者支援部介護事業者指定室

電話 03-3344-8517

受付時間 9:00~16:30

Q11 変更届出の記載方法はどのようにするか。

ア 変更届出書の項目別記載方法

- ・介護保険事業所番号、事業所名、所在地 … 主たる事業所
- ・変更するサービスの種類 … 訪問介護（指定を受けているサービス名を記入）
- ・変更があった事項 … 「運営規程」に○を付ける。
- ・変更の内容  
(変更前) 出張所なし  
(変更後) 出張所の設置（複数記入可）  
名称 ○○○○○ 住所・電話・FAX  
職員配置 職種・氏名  
その他は付表第一号（一）のとおり
- ・変更年月日 … 出張所設置日

・担当者・連絡先 …… 事務担当者・電話番号

※ 複数の出張所同時設置の場合

変更届出、運営規程、設置理由書（複数記載）は1部、その他の添付書類は出張所ごとに必要部数を添付すること。

イ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（以下「勤務表」という。）について

①主たる事業所分と②出張所分を添付（合計2部）

① 事業所全体の勤務表

事業所全体の配置職員の勤務状況を記載。訪問介護事業所本体に加え、出張所に勤務する訪問介護員、サービス提供責任者も合わせて記載する。

（本体・出張所の双方を含んだ勤務一覧により、事業所全体としての人員配置を確認するため必要。）

★出張所勤務がある従業員については、当該出張所での勤務日の勤務時間を丸で囲んで表示し、備考欄には「出張所勤務」と記載。

② 出張所の勤務表

出張所の配置職員従業員の勤務状況を記載する。

★主たる事業所と出張所との両方に勤務がある従業員については、①とは逆に、主たる事業所の勤務時間を丸で囲んで表示し、備考欄に「主たる事業所勤務」と記載。

※ 午前は主たる事業所、午後は出張所勤務等、同日に両方の事業所で勤務がある場合の記載は、①、②ともに、主たる事業所及び出張所の勤務時間の合計を記載（時間を按分して記入する必要はない。）

ウ 図面及び写真について

・ 図面

出張所の全体図がわかる図面。事業所内に専用のスペースを設ける場合、当該事務スペースを明示すること。そのほかに、同図面中に、手指洗浄場所や鍵付書庫等を明示すること。

・ 写真

事業所内外のカラー写真。以下の様子が分かるものを添付すること。

：出張所正面（自宅の場合は自宅正面）、事務室内、手指洗浄場所、個人情報を含む書類を保管するための鍵付き書庫や保管庫

エ 運営規程の変更に関係する項目について（運営規程を変更する場合の参考例）

第〇条 事業所の名称及び所在地

出張所を追加。事業所名、住所等

第〇条 職員の員数及び職務内容

人員増の場合は、その内容を記載すること。  
人員の内訳に、出張所部分を追加。

第〇条 事業所の通常の事業の実施地域

主たる事業所と実施地域が同一の場合は、変更は不要。  
主たる事業所と出張所とで異なる実施地域を設定する場合は、出張所の項目を追加し、当該地域を記載すること。

《記入例》 訪問介護事業所〇〇

<通常の事業の実施地域> ○○区全域 △△区全域 ○○町 □□町

訪問介護事業所○○ ××出張所

<通常の事業の実施地域> ××区全域 □□区 □□町

#### 第○条 営業日及び営業時間等

主たる事業所と同一の場合は、変更は不要。

主たる事業所と異なる営業日等を設定する場合は、出張所の項目を追加の上、当該営業日、営業時間を記入すること。

#### オ 個人情報の管理方法について

別紙の「(参考) 個人情報の管理方法について」を参考様式とする。

#### カ 出張所設置の理由書

別紙の「(参考) 出張所設置の理由書」を参考様式とする。

#### キ 出張所設置に係る誓約書

別紙様式の「出張所(サテライト)設置に係る誓約書」を提出すること。

#### ク 加算届出書の提出について

加算届出書(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書)の該当項目を記載。

なお、算定する加算がない場合も、本表の「その他該当する体制等」欄の「1なし」に○を付して併せて提出すること。

#### ① 特別地域加算

報酬 算定基準	別に定める地域*1に所在する指定訪問介護事業所又はサテライト事業所*2の介護職員等が指定訪問介護を行った場合は、「特別地域訪問介護加算(特別地域加算)」として、1回につき所定単位数の15%に相当する単位数を所定単位数に加算する。
注	*1 別に定める地域とは、東京都においては、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、檜原村、奥多摩町、小笠原村 *2 例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象とならず、 <u>サテライトを業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象となる。</u>

上記基準等に合致する場合、特別地域加算を算定できる。

出張所設置に係る届出(変更届出)の際、次のように記入すること。

(別紙1-1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

⇒「特別地域加算」の「2あり」をチェックする。

#### Q12 出張所を廃止にするとき、届出関係について注意点はるか。

- ・出張所のみを廃止する場合には、主たる事業所名で、変更届出書により届出を行うこと。
- ・変更届出書の変更があった事項欄の記入は、「運営規程」に○を付ける。

- ・変更届出書の「変更の内容」の表記は、「変更後の欄」に、次の例のように記載すること。
  - ・「出張所の減」を記入し、廃止出張所名を明記。
  - ・異動日（出張所廃止日）は、変更年月日欄に記載

Q13 出張所に係る地域区分の適用について気を付けるべき点はあるか。

- ・出張所の介護職員によるサービス提供による報酬請求は、出張所の所在する地域区分により請求する。（訪問介護事業所本体の地域区分ではない）
- ・明細書の記載としては、「請求事業所欄」には、事業所番号が付番されている主たる事業所の状況を記載することになるが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」（出張所（サテライト）の略称）と記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は、出張所所在地の地域区分単価とする。

● 本Q&Aに関する問い合わせ

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当  
03-5320-4274

● 変更届及び加算届（介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書）提出先

〒163-0718  
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階  
（公財）東京都福祉保健財団事業者支援部介護事業者指定室  
電話 03-3344-8517